

報告書記入要領

(家庭用特定計量器の輸入事業者用)

- 1) 報告事項の対象は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間となります。
- 2) 年度の途中で事業を廃止した場合は、廃止の日までの個数を記入して下さい。
- 3) 「計量法施行令第14条に規定する特定計量器の種類」は以下のとおりです。
 - 1 ひょう量が20 kgを超え、200 kg以下の非自動はかりであって、専ら体重の計量に使用するもの
 - 2 ひょう量が20 kg以下の非自動はかりであって、専ら乳幼児の体重の計量に使用するもの
 - 3 ひょう量が30 kg以下の非自動はかりであって、専ら調理に際して食品の質量の計量に使用するもの
- 4) 該当がない場合は「該当なし」と記入して下さい。
- 5) 提出数は1部、郵送又は電子申請受付システムで計量検定所へ提出して下さい。
- 6) 報告書の様式は、計量検定所ホームページ又は電子申請受付システムからダウンロードすることができます。
- 7) 電子申請受付システムによる報告は下記の URL にアクセスし、報告書を提出して下さい。(※電子メール、FAX による報告は受け付けていません。)

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/P5qGjfUf>

- 8) 記入漏れがある場合は、再提出していただくことがあります。
- 9) 不明な点があるときは、下記へお問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】

富山県計量検定所 計量関係報告書担当
〒930-0992 富山市新庄町 39 番地の 6
電話 076-422-0551